

令和7年度（継続）

長岡京市創業育成事業(バウチャー)助成金

市内で新たに営利を目的とした事業を創業する方に対し、事業に要する経費の一部を助成することで、创业者の育成と地域産業の振興に寄与することを目的とする制度です。

募集受付期間	募集期間 令和7年5月1日から令和7年5月16日 ※応募多数の場合、審査により決定いたします。
助成対象者	◆次の各号のいずれにも該当する方を対象とします 1) 事業を営んでいない個人が、個人又は新たに設立する中小企業の会社で創業しようとする者。※ただし、本助成金に限り創業後1年未満の者（申請時点を基準とします）も対象とします。 2) 既に事業を営んでいる他の者から事業を継承する者でない者 3) 市税を滞納していないこと。 4) この要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。 5) 開業後1年以上継続して事業を行なうことが確実に見込める者 6) 商工会の会員となることが確実に見込まれる者
助成金の内容	◆開業（創業）にかかる費用 1) 補助金の額は、開業にかかる費用の3分の2以内に相当する額とします（但し、家賃等の賃借料や税金の支払いは対象となりません） 2) 補助上限額は、6万円。 ※申込額が予算に達した場合、満額受給できない場合がございます。 3) 以下の経費を対象とします ※名刺、チラシ・リーフレット等販売促進のための広告物。ホームページの制作費や税理士、弁護士等への役務費。事務机など備品購入費。その他事務所や店舗の改装費といった事業開始にかかる費用。※ご希望の経費が該当するか事前確認をお願いします 4) 助成金は使用目的を限定したバウチャーとして交付します 5) 長岡京市内に本店又は営業所等を有する業者へ依頼してください（<u>市外の業者へ発注した場合は助成金の対象となりません</u>）
申込方法	◆長岡京市創業育成事業助成金交付申請書に必要事項をご記入の上、規定する書類を添えて長岡京市商工会（産文2階）までご提出下さい。 ※詳しくは、長岡京市商工会ホームページの募集概要をご覧ください。 （HP：http://www.nagaokakyo-shokokai.jp/）
注意事項	・事業着手は交付決定日以降となります。（既に着手したもののや支払済みのものは対象外ですのでご注意ください）但し、事前着手届申請を提出した場合、令和7年4月1日以降に発注・契約を認めその後の納品・支払を認めます。 ・助成金の対象者は、本商工会の会員となることが確実に見込める者いたします。その他の条件については、商工会へお問い合わせ下さい

【お問い合わせ・申込先】

長岡京市商工会 〒617-0826 長岡京市開田3丁目10-16

☎951-8029 Fax958-2473

《裏面もご覧ください》

〈 創業育成事業（バウチャー）助成金交付の流れ 〉

【申請される方】

【長岡京市商工会】

①事前相談

②相談受付

（対象経費の内容などについて）

③交付申請書の提出

現地確認（必要に応じて）

審査

④交付決定通知書の送付

（変更の場合等は、変更承認申請を提出）

【交付申請書の添付書類】

- (1) 市区町村税の納税証明書
- (2) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（法人の場合は代表者のもの）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業の場合に限る。）
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (6) 定款の写し（法人の場合に限る）
- (7) 事業計画書（様式第2号）
- (8) 事業所等の開設に係る設備・備品等の見積書
- (9) その他会長が必要と認める書類

⑤実績報告書の提出

現地確認（必要に応じて）

審査

⑥確定通知書の送付

【実績報告書の添付書類】

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支報告書（様式第7号の2）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
- (4) 事務所等新設、増築等の工事完成写真（改修箇所の分かるもの）又は購入した備品等の写真
- (5) その他 会長が必要と認める書類

⑦交付請求書の提出

⑧助成金交付

